

住宅・土地統計調査

【実施機関】

千葉県総合企画部統計課 - (総務省)

【調査時期】

5年周期

【調査概要】

(目的)

我が国における住宅及び住宅以外で人が居住する建物に関する実態並びに現住居以外の住宅及び土地の保有状況その他の住宅等に居住している世帯に関する実態を調査し、その現状と推移を全国及び地域別に明らかにすることにより、住生活関連諸施策の基礎資料を得ることを目的としています。

(主な内容)

- (1) 住宅等に関する事項
- (2) 住宅に関する事項
- (3) 世帯に関する事項
- (4) 家計を主に支える世帯員又は世帯主に関する事項
- (5) 住環境に関する事項
- (6) 現住居以外の住宅及び土地に関する事項

(調査対象)

調査単位区内から抽出した住宅及び住宅以外で人が居住する建物並びに、これらに居住している世帯。

(調査方法)

調査員による配布、収集、自計申告。(一部他計)

(公表方法)

刊行物及びホームページに掲載